

東郷池水質管理計画

平成19年3月

鳥 取 県

1 水質保全に関する方針

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水処理施設の整備などの種々の対策を講じてきましたが、現在のところ、東郷池の望ましい水質の目標として県があてはめている環境基準が達成されていない状況にあります。

ついては、東郷池の一層の水質改善を図るため、東郷池水質管理計画を定め、関係機関、事業者及び住民等の連携のもと、浄化対策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

この計画は、東郷池流域の汚濁負荷発生源の実態、流入負荷量等を調査し、湖内の流動、汚濁物質の循環機構と水質との関連等を検討して構築した水質予測モデルを用いて将来水質を予測し、計画の目標年度における目標水質を定めたものです。

計画で使用した水質予測モデルは、現状の水象を再現できるものとして構築したものです。今後、計画期間内において東郷池の水理、水質に関し大きな変化が予測される場合には、必要に応じてモデルの変更等の見直しを行います。

(1) 計画期間

この計画の目標年度は、平成27年度とします。

なお、それぞれの施策の推進状況を中間的に確認し、最終目標の確実な達成を図るため、平成22年度を中間目標年度とします。

(2) 水質目標

将来の水質環境基準の達成を目指し、平成27年度の水質（東郷池中央部）を化学的酸素要求量で4.5mg/L、全窒素で0.46mg/L及び、全磷で0.032mg/Lまで改善することを目標とします。

この目標水質では、目標年度（平成27年度）においても環境基準を上回ることになるので、目標年度以降の期間について新たな計画を立てることにより、更なる水質の改善を図りながら環境基準の達成に向けて努力していく必要があります。

【水質目標値】

単位：(mg/L)

区分		現況 (平成15年度)	平成22年度		平成27年度		環境基準
			施策を講じ ない場合	施策を講じ た場合	施策を講じ ない場合	施策を講じ た場合	
化学的酸素 要求量	75%値	5.2	5.2	4.5	5.2	4.5	3
全 窒 素	年平均値	0.58	0.58	0.47	0.58	0.46	-
全 磷	年平均値	0.043	0.042	0.033	0.042	0.032	-

2 水質の保全に資する事業

(1) 生活排水対策

公共下水道、農業集落排水処理施設の供用区域内

生活排水を下水道、農業集落排水処理施設に早期に接続するよう、普及指導を強化します。

公共下水道、農業集落排水処理施設の供用区域外

台所排水等の生活排水対策の実践を、広報、啓発により促進します。

浄化槽については、適正な設置並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施による適切な維持管理を徹底します。

(2) 工場・事業場排水対策

排水規制

水質汚濁防止法に基づき、対象事業所への立ち入り検査を強化し、排水基準遵守を徹底します。

指導等

下水道の供用区域においては、下水道への接続を促します。

工場・事業場に対しては、必要に応じて污水处理施設の改善、適正管理の助言・指導を推進します。

(3) 非特定汚染源対策

農業地域対策

水稻栽培において、エコファーマー施肥体系を推進するとともに、除草剤の流出防止対策等により農薬の安全使用を促し、環境に優しい農業への転換を進めます。

- ・ エコファーマー施肥体系

	成分量 (kg/10a)
現行 (コシヒカリ)	窒素：6.4、りん酸：10.2
エコファーマー施肥体系	窒素：2.8、りん酸：9.8

注) エコファーマー施肥体系は、J A 鳥取中央水稻栽培ごよみ (湯梨浜営農センター) に記載されている施肥体系の一つ

- ・ 除草剤の流出防止対策：除草剤散布後の水田の止水期間の延長

市街地対策

市街地から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、広報活動等を通じ地域住民の協力を得て、小水路、宅地等の清掃を促進するとともに、道路面・側溝等の清掃に努め、汚濁負荷の流出抑制を図ります。

自然地域対策

森林等の自然地域から降雨等に伴い流出する汚濁負荷に関しては、森林の適正管理に努め、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷流出を防止します。

(4) 湖沼等の浄化対策

湖面、湖底の清掃を実施して、良好な水環境を保全します。
湖内での効果的な直接浄化等の対策（湖内覆砂等）について検討します。

(5) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

この計画中の各種汚濁対策とあいまって東郷池の水質保全に資するよう、環境影響評価法、自然環境保全法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の関係諸制度の的確な運用を通じて、流域内の森林等の緑地保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めます。

流入河川等の清掃を継続実施して、良好な水環境を保全します。
湖内生物の生息環境の確保、生態系の回復に努めます。

3 その他水質の保全のための必要な措置

(1) 東郷池の水質調査

東郷池の水質状況を把握するため、湖内及び流入河川において水質の監視、調査を行います。

(2) 調査研究等の推進

東郷池における水質汚濁機構の解明、環境負荷削減技術を検討し、効果的な汚濁負荷量削減対策を行うため、関係機関と連携しながら調査研究を推進します。

- ・汚濁機構解明調査
- ・農業地域からの環境負荷削減に向けた各種技術の検討

(3) 地域住民等による活動の推進

住民活動への支援

県や町と流域の住民やNPO、事業者等が連携して計画の推進を図るため、連絡会議による意見交換、住民活動への支援等を行います。

- ・環境立県協働促進事業補助金による環境保全活動等の支援
- ・河川愛護団体への助成
- ・森林環境保全税を活用した、森林・林業の体験学習（作業）等の支援（「とっとり県民参加の森づくり推進事業」平成19年度までを予定）

住民活動の主体的展開

水質や生態系の保全に寄与するヨシ等の水生植物帯の再生(東郷湖メダカの会)

(4) 漁業を通じた水質保全の推進

漁業生産による窒素、燐の湖外への除去が継続的に促進されるよう、漁業資源の維持拡大を図ります。

- ・魚類の資源回復のための調査及び改善策の検討
- ・ヤマトシジミ増殖実験・資源・環境の監視、技術的助言

(5) 環境学習の推進

流域住民の東郷池に対する理解を深め、家庭、地域での浄化実践活動への参加を促進するため、環境学習を推進します。

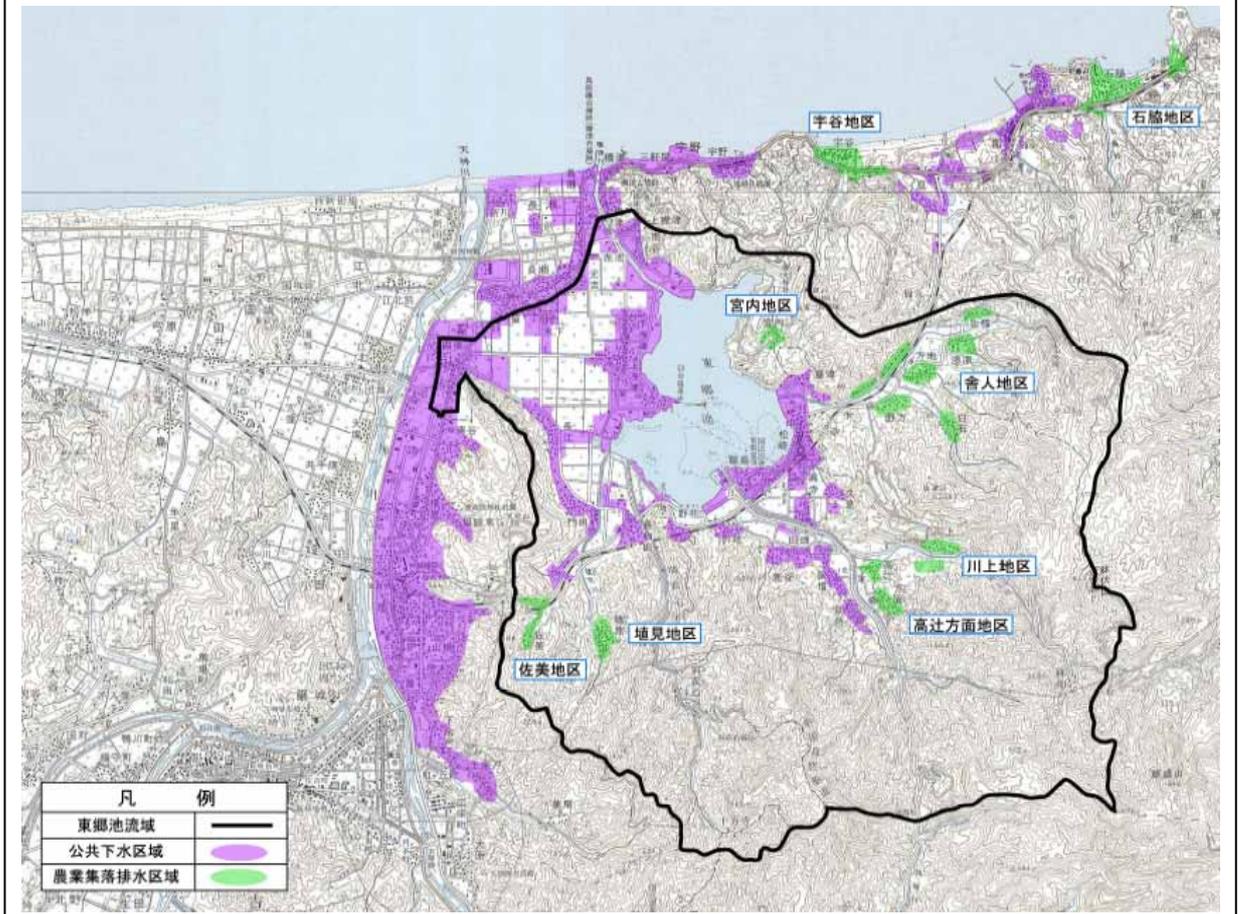
- ・地域の講習会、学習会等の支援
- ・エコクラブ活動の支援
- ・環境観測キット、ライブラリーの整備
- ・東郷池湖上観察学習会等の実施

(6) 事業者に対する助成

事業者等が污水处理施設を整備する場合などには、各種融資制度（企業自立化支援資金などの商工制度融資）により支援します。

対象地域

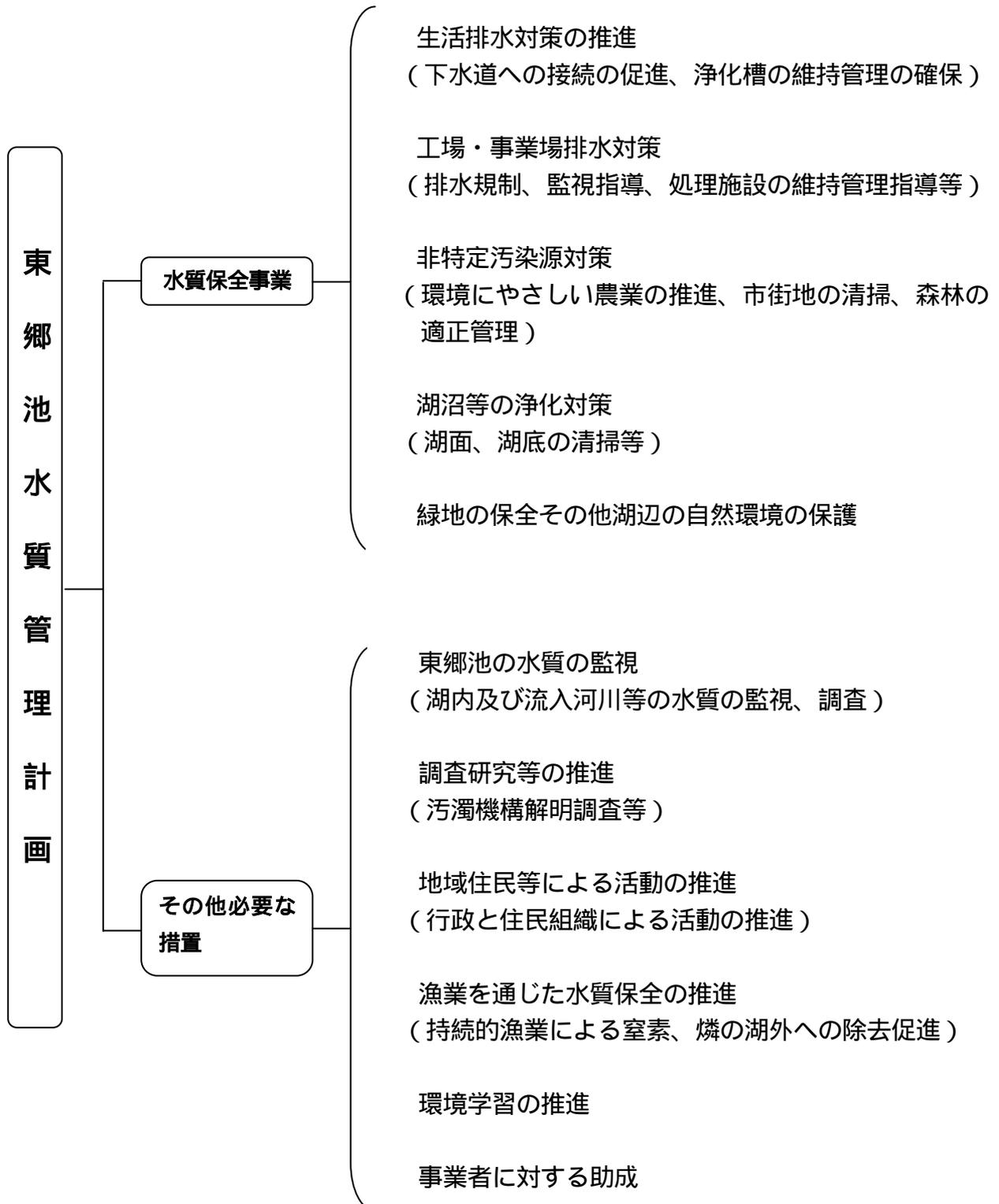
流域地図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平19 中複 第7号)」

対象地域の概況	東郷池	湖面積 (k m ²)	4.08
		湖岸延長 (k m)	10
		貯水量 (百万m ³)	7.43
		平均水深 (m) (最大)	1.8 (3.6)
	陸域面積 (k m ²)	48.97	

水質保全のための施策体系



各種対策の推進及び実施主体

【参考】

対策	推進及び実施主体	概要
生活排水対策	湯梨浜町、地域住民	下水道、農業集落排水処理施設への接続推進
工場・事業場排水対策	鳥取県	水質汚濁防止法に基づく立入り検査の強化
	鳥取県、湯梨浜町 事業者	下水道共用区域については、下水道への接続促進
農業地域対策	鳥取県、湯梨浜町、 J A、農業者	環境に優しい農業の推進
市街地対策	鳥取県	県道・側溝の清掃
	湯梨浜町、地域住民	小水路、宅地等に清掃促進
自然地域対策	鳥取県	保育事業により森林の除伐
湖沼等の浄化対策	鳥取県、湯梨浜町、 東郷湖漁協	湖面、湖底の清掃
	鳥取県	湖内覆砂等の検討
緑地の保全その他湖辺 の自然環境の保護	鳥取県、湯梨浜町、 地域住民	地域の清掃活動の推進、地域住民団体 等が実施する生態系回復活動の推進
東郷池の水質調査	鳥取県、湯梨浜町	湖内及び流入河川の水質調査
調査研究	鳥取県	汚濁機構解明調査
	鳥取県、J A	農業地域からの環境負荷削減技術に向 けた各種技術の検討
地域住民等による活動 の推進	鳥取県、湯梨浜町	各種助成制度による住民活動の支援
	湯梨浜町、地域住民	東郷湖一斉清掃等
	住民団体等 (東郷湖メダカの会)	水質や生態系の保全に寄与するヨシ等 の水生植物帯の再生
漁業を通じた水質保全 の推進	鳥取県、東郷湖漁協	持続的漁業による窒素、燐の湖外への 除去促進
環境学習の推進	鳥取県、湯梨浜町	環境学習会の推進
事業者に対する助成	鳥取県	事業者に対する助成(企業自立化支援 資金)